

連合鳥取「2021 年度政策・制度要求」と鳥取県からの回答

	連合鳥取の要請事項 2020 年 8 月 17 日 (月) 提出	-鳥取県-要望に関する現状・背景等 2020 年 9 月 30 日 (水)	-鳥取県-対応案 2020 年 9 月 30 日 (水)	担当部局
1	<p>【新規】 コロナ禍における雇用対策について 雇調金等による雇用の維持・安定、雇用のセーフティネットの強化、中小企業の事業継続・雇用確保、労働相談体制の継続と社会発信の強化により、失業の未然防止と雇用不安の払しょくに連合を含む関係機関と連携して全力で取り組まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用の維持・安定 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の活用促進 ・事業継続のための施策の拡充 ○雇用のセーフティネットを強化 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度や求職者支援制度の拡充 ○中小企業の事業継続・雇用確保 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における関係団体との連携・協力（プラットフォーム的な取り組み） ・雇用の受け皿機能整備・強化 ○労働相談体制の継続と社会的発信 <ul style="list-style-type: none"> ・不合理な解雇・雇止めなど、雇用問題の変化を捉え、社会的発信の強化 （県広報誌等による鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」PR 強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金については、令和 2 年 5 月 28 日に開設した「コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口」で、社会保険労務士が事業者からの制度や申請手続に係る相談に対応し、活用促進を図っている（対応件数：28 件（9 月 24 日時点））。 ・事業継続のための施策については、令和 2 年 1 月 30 日より、県制度融資・地域経済変動対策資金（新型コロナウイルス向け資金）を発動し、いち早く県内企業の事業継続に向けた資金繰り支援を行うとともに、家賃等固定費にも使える応援金や感染対策のための補助金等を活用しながら県内事業者の事業・雇用継続に向けた取組支援を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る雇用対策の強化については、令和 2 年 7 月 16 日、知事が国へ要望書。 ・事業者のニーズに沿った経済対策を実施するため、商工団体や市町村の首長との意見交換の場を設けてきたほか、事業縮小・廃止、雇用調整等の危機に直面する県内企業の事業再生・雇用維持等を関係機関・団体と連携し支援する「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」を構築し案件ごとに各種支援を実施している。 ・県中小企業労働相談所「みなくる」の活動については、県ホームページでも PR を行っているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金については、引き続き「コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口」で、社会保険労務士による相談対応を行う。また、助成率の引上げ等の特別措置を行う緊急対応期間が本年 9 月 30 日までとされていることから、本期間の延長を全国知事会等を通じて要請していたところ、本年 12 月末日まで延長する方針が示された。 ・雇用確保については、県立ハローワーク内に設置している「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を通じたマッチングを支援する「緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業」、一事業所当たり 5～29 人の離職者が発生した場合に、離職者を正規雇用した企業に支給する「新型コロナウイルス雇用安定支援金」により支援する。 ・また、県内企業の事業継続、雇用維持について、今後も市町村や関係団体と連携・協力をして速やかな経済雇用対策を執行を進めるとともに、持続化給付金や家賃支援給付金の拡充、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額など、全国知事会等を通じた要請活動を実施していく。また、引き続き「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」による機動的な支援を実施する。 ・「みなくる」の活動についても、引き続き、県広報媒体でも PR を行っていく。 	商工労働部 （商工政策課、雇用政策課、とっとり働き方改革支援センター）
2	<p>鳥取県経済の好循環にむけて (1) まち・ひと・しごと創生法における「鳥取県元気づくり総合戦略」において産業・雇用政策の実効性を確保するため、「産・官・学・金・労・言」等による推進組織のもと、個別施策のチェック・見直しを確実に実施されるよう取り組まれない。</p> <p>(2) 中小企業の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援を拡充し生産性向上をはかるとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材の確保と育成や技能・技術の伝承の充実、支援を行われたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が策定する地方創生総合戦略の推進に当たっては、県民総参加のもと、毎年 PDCA サイクルを回して進めることとしており、その推進・検証組織である、県内の「産官学金労（＝連合鳥取）言」等による「鳥取創生チーム拡大会議」及び「圏域創生チーム会議」（東・中・西）を開催し、個別施策のチェックや見直しを行っている。 ・第 1 期地方創生総合戦略である「鳥取県元気づくり総合戦略」では、県内の産官学金労言等と連携・協働した施策の推進により、大きな成果が現れてきており、その取組を更に発展させ、本県から新たな地方創生の潮流を創造するため、「鳥取県令和新時代創生戦略（第 2 期地方創生総合戦略）」を策定した。（R2. 3. 30 策定） ※本県の第 2 期地方創生総合戦略は、国の第 2 期総合戦略である「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（R 元. 12. 20 閣議決定）に盛り込まれた SDGs や Society5.0 の推進など、新たな視点を反映。 ・平成 24 年度から県版経営革新総合支援事業において、県内企業の新たな取組（経営革新）や生産性向上に資する取組を支援してきたが、昨今の雇用情勢の大きな変化、産業の高付加価値化の動きの中においても、本県経済を成長させていくための条例（産業成長応援条例）を令和元年 6 月議会で制定。 ・当該条例に基づき「鳥取県版経営革新総合支援補助金」と「企業立地事業補助金」を統合した「鳥取県産業成長応援補助金」を創設し、支援を行っているところ。 ・平成 30 年に設けた「鳥取県産業人材育成強化会議」において県内の各産業界のニーズを把握した上で、平成 31 年 1 月に「鳥取県産業人材育成強化方針」を策定し、各分野における産業人材育成強化策を推進するとともに、令和元年度に地域や産業界から求められる人材の長期的な育成・確保を図るため、高校卒業後の若者の人材育成を担う職業教育機関の在り方を検討し、その結果を踏まえた産学官連携による課題解決型講義を行うモデル事業を実施している。 また、若年者を対象とした集合訓練・企業実習により正規雇用を促進する取組や若年建設技能者の育成を図る訓練の実施等を通じて、技能や技術の承継を図っている。 	<p>県内の産官学金労言等による「鳥取創生チーム拡大会議」において、個別施策の効果検証を実施するとともに、いただいた御意見を今後の取組等に的確に反映させることにより、産業・雇用をはじめ本県地方創生のより一層の強化充実を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関と連携しながら人口減少、国内市場縮小といった厳しい環境においても成長していけるよう、県内企業が生産性向上・働き方改革・技術革新等への挑戦をより積極的に支援していく。 ・引き続き、成長分野をテーマに産学官連携による課題解決型講義を行うモデル事業を実施していくとともに、若年者等への技能継承事業等を進めていく。 また、地域における観光人材のニーズを踏まえ、観光産業の「中核的人材」を育成するため、「寄附講座」の開設に向けた検討を進めていく。 	令和新時代創造本部（新時代・SDGs 推進課） 商工労働部 （企業支援課、産業人材課）

	<p>(3) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、企業間における公正かつ適正な取引関係の確立に向けた取り組みを推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)鳥取県産業振興機構に「下請かけこみ寺」を設置し(国委託事業)、中小企業の取引上の悩みや企業間取引や下請代金法などに係る相談に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置しており、引き続き企業の相談対応を行っていくこととしている。 	<p>商工労働部 (産業振興課、企業支援課)</p>
3	<p>雇用の安定と公正な労働条件の確保について</p> <p>(1) 過労死問題や労働法をないがしろにするいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題等に適切に対処するために、労働相談の支援や労働講座の開催など、労働行政の充実・強化(特に「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策)をはかられたい。</p> <p>また、職場生活を通じた自己実現をはかる観点から、雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」である。正社員以外の雇用形態で働くパートタイム労働者、契約社員、派遣社員、臨時・非常勤職員の処遇改善や労働環境の整備に加え、正規雇用への転換策を促進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)の労働雇用相談員が県内の高校等を対象に実施している「出前セミナー」において、働く時の基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、労働教育を推進している。 ・鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)では、ハラスメントを含む労働者からの各種相談に応じているほか、職場のコミュニケーション等をテーマにした「労働セミナー」を開催している。 <p><R1年度 出前セミナー実績: 11件、参加者 604名></p> <p><R1年度 労働相談件数: 3,171件 労働セミナー: 18回開催、参加者 574名></p> <p><R1年度 職場環境改善社内研修講師派遣: 73件 うちハラスメント関係の研修を行った事業所: 16件></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)が実施する若年者を対象にした「出前セミナー」や「労働セミナー」を経済団体等の協力も得ながら、広報を行い、引き続き労働教育を推進する。 ・正規雇用での就労を希望する求職者等については、県立ハローワークの就職相談等を通じて希望する働き方が実現するようサポートを行っている。 	<p>商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター、県立ハローワーク)</p>
	<p>(2) 県が誘致した企業や助成金を交付した企業、およびハローワークが紹介した企業が労働法違反した場合の対応策の強化をはかられたい。</p> <p>また、悪質な企業には県独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳正な対策を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地事業補助金又は産業成長応援補助金を交付した企業が、事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められたときは、当該補助に係る認定を取り消すと同時に、補助金返還を求められることができる規定を、鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県産業成長応援条例に設けている。 ・上記に該当するかどうかは、事業完了からの経過期間、違反の悪質性や是正状況・再発防止策等を総合的に判断し、慎重に補助金返還を決定することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に重い責めがあり、影響が重大であると判断した場合は、事業認定及び交付決定を取り消し、補助金返還を求めることができる規定を既に設けている。これに基づき、個々の事案の事実確認を慎重に行い、適切かつ厳正に対応する。 	<p>商工労働部 (立地戦略課、雇用政策課)</p>
4	<p>働く者のための実効性ある働き方改革の推進について</p> <p>「働き方改革」の取組について、雇用形態間における均等均衡待遇原則や長時間労働の是正に向けた時間外労働の法制化がされた。痛ましい過労死を防ぎ、誰もが希望を持って、仕事と生活を両立できる社会に向け、あるべき働き方を追求し、社会全体で労働時間を最適化していく取り組みである。</p> <p>「働くこと」に関する政策は、労使が現場実態を踏まえた議論を尽くし、立案・決定・実行される政策決定プロセスが極めて重要である。県においても、気運の醸成をはかるとともに個別具体的な制度設計の策定に取り組まれたい。</p> <p>また、施行が2024年4月とされている、自動車運転業務、建設事業、医師等についても、特段に配慮した施策を展開されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、専門家派遣による助言及び就業規則等整備支援、事例発表会による普及啓発、課題解決セミナー及び個社支援、補助・融資等により、県内中小企業の働き方改革を推進している。 ・国でも「働き方改革サポートオフィス鳥取」を設置し、働き方改革関連法への対応、従業員の定着や賃金引上げなど、企業からの働き方改革全般の相談に応じている。 ・平成31年3月11日に県・日本労働組合総連合会鳥取県連合会・鳥取県経営者協会の三者で実施した共同宣言に基づき、三者及び県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会で、令和元年12月16日に「働きやすい鳥取県推進シンポジウム」を実施した(参加者数: 165名) <p><自動車運転業務></p> <p>時間外労働の上限規制が2019年4月から導入されるが自動車運転の業務については上限規制の適用が猶予され、2024年4月から適用される。ただし、原則は年間360時間が上限であるが、自動車運転の業務については、上限時間は年間960時間とされている。</p> <p>現在、タクシー、バス、トラック事業の運転手不足が課題となる中、それが主な要因となり、自動車運転業務が原則からはずれることとなっているものと認識しているが、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会においてもそれぞれ働き方改革の実現に向けたアクションプランを策定されているところ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対しては、令和2年4月から働き方改革関連法の時間外労働上限規制が適用されており、令和3年4月からは同一労働同一賃金制度が適用される。引き続き、商工団体や国の「働き方改革サポートオフィス鳥取」と連携して、専門家派遣やセミナー等により、制度の周知を図るとともに、県内企業の働き方改革を促進していく。 <p>県内においても、公共交通の運転手不足が課題となっていることから、平成30年度から国、県、交通事業者と連携してバス・タクシー事業の運転業務内容のPR、事業者との個別面談、バス・タクシーの運転体験などをまとめてワンストップで行う「公共交通担い手確保セミナー」を実施するとともに、タクシー事業者への女性ドライバー確保に係る免許取得支援や、バス事業者への運輸事業助成振興事業を活用した大型2種免許取得支援など、各事業者のドライバー確保支援を通じて、交通事業者の働き方改革に対応している。</p> <p>2021年度は、2020年当初から全世界で蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響で、時間外勤務や運転手不足の傾向にこれまでとは大きな違いが生じていることから、社会情勢に即した適切な対応を柔軟かつ遅滞なく行って参りたい。</p>	<p>商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター)</p> <p>地域づくり推進部(地域交通政策課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本トラック協会は、「働き方改革実現に向けたアクションプラン」を作成しており、鳥取県トラック協会においても、同プランに基づき、県内トラック運送事業者に対して働き方改革実現に向けて、労働生産性の向上、運送事業者の経営改善、適正取引及び人材育成の推進に取り組んでいる。 ・政府は、トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的とした取組である「ホワイト物流」推進運動を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物流事業者の働き方改革のためには、荷主企業の協力が不可欠であることから、荷主企業及び物流事業者を対象として、令和2年9月8日(県主催)に「物流効率化による生産性向上Webセミナー」を開催すると共に、物流専門家の派遣による物流改善のための簡易診断を、希望する県内企業に対して実施する。これら取組を通じ 	<p>商工労働部 (通商物流課)</p>	

			て、自動車運転業務（トラック運送業）における働き方改革を促進していく。 ・県から鳥取県トラック協会へ補助金拠出している運輸事業振興助成事業も活用しながら、事業者向けのセミナー開催や高齢者、若者及び女性の雇用に向けた人材獲得等の取組を通じて、トラック運送業界の働き方改革に対応していく。	
		<建設事業> ・建設産業は、労働者の減少と高齢化が進み、今後さらなる労働力の減少が避けられない状況にあり、時間外労働の罰則付きの上限規制が適用されるなど、長時間労働の是正を図る「働き方改革」の取組を推進する必要がある。	・鳥取県においては、工事現場の週休2日工事の試行や、年間を通して施工時期を平準化する等の長時間労働を是正する取組を行っている。また、ICTを活用した生産性の向上の取組等を実施しており、引き続き現場環境の改善等の「働き方改革」の取組を推進していきたい。	県土整備部 (技術企画課)
		<医師> 平成27年4月1日に県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行っている。	県医療勤務環境改善支援センターにおいて、2024年度から改正法が適用される医師の働き方改革を進めるため、引き続き支援していく。	福祉保健部 (医療政策課)
5	若者等の就労支援について タイムリーに就職情報を提供できる仕組みの構築やキャリア教育の推進、ワークルールの遵守などを通じて、すべての若年者に良質な雇用機会を提供し、きめ細かな就労支援を強化されたい。 加えて、行政や経営者団体、連合とも連携しつつ、地域の労働組合のない企業で働く若者に対する相談窓口や、労働法教育の機会、早期離職防止（高卒3年で40%離職）に向けた若者の交流機会の確保に努められたい。 中小企業への就職者については、一部の自治体で奨学金返還の軽減・免除の取り組みが行われており、鳥取県においても奨学金助成制度を利便性を高め雇用確保に繋げられたい。	・若者の県内就職や定着のために、大学生を対象としたインターンシップを産官学が連携して実施。(R1年度夏季276名、春季150名) ・高校生のキャリア教育として企業経営者や若手社員から県内企業の魅力を伝えたり、企業見学などを実施している。(R1年度実績:6校) ・また、教員向けの企業見学会を開催し、生徒により身近な教員が企業を知る取組を実施している。	・今年度、ウェブ上での合同企業説明会を開催するなど、若年者が県内企業の情報に接する機会の確保に取り組んでいる。 ・従来のインターンシップに加えて今夏からオンラインでのインターンシップを実施。高校生の企業見学などを引き続き行うなどして県内企業の魅力を発信し、キャリア教育の充実を行うこととする。 ・鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」において、労働組合のない労働者からの相談に応じているほか、若年労働者も含めた各種セミナー等を開催している。	商工労働部 (雇用政策課、とっとり働き方改革支援センター)
		本県では、若者の県内就職及び地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保を目的に、人材不足が著しい県内の対象業種に就職する大学生等に対し、奨学金返還額の一部を助成する「未来人材育成奨学金支援助成金」を、全国に先駆け平成27年度に創設。業界団体の協力を得ながら、順次対象業種を拡大しており、認定者数・交付決定者(県内就職者)数ともに順調に増加している。 <対象業種(年度別)> H27～ 製造業、IT企業、薬剤師の職域 H28～ 建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業を追加 H29～ 民間の保育士・幼稚園教諭を追加 H30～ 農林水産業を追加 <認定者数>…689人(H27～R1年度実績) ※うち、製造・IT・建設・建設コンサルタント業…447人(65%) 【年度別内訳】 H27…100人、H28…116人、H29…146人、H30…174人、 R1…153人 ※予算上の認定者枠…180人/年 <交付決定者数>…372人(H27～R1年度実績) ※うち、製造・IT・建設・建設コンサルタント業…267人(72%) 【年度別内訳】 H27…4人、H28…72人、H29…87人、H30…98人、 R1…111人	未来人材育成奨学金支援助成金の周知については、県内外大学、県外学生寮及び関係機関へのチラシ配付並びに保護者向け情報発送(登録者数約1,000人)等により継続して制度周知を行うとともに、今年度より新たにふるさと鳥取アプリ「ととりふる」(登録者数約10,000人)や学生向け「仕送り便」事業を活用し、学生に届く情報発信の強化を図る。	交流人口拡大本部(ふるさと人口政策課)
6	【新規】あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現について (1)女性活躍をさらに推進するため、就職活動中の学生や求職者などを含め、2019年5月に成立した改正女性活躍推進法(「男女の賃金の差異」の把握の重要性や新たな認定制度(プラチナえるぼし)を含む)の周知を積極的に行うとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促し、従業員100人以下の中小企業に対しても行動計画を策定するよう働きかけられたい。	・本県では、女性活躍を推進するための自主宣言・行動計画を作成し、女性の人材育成等を図る企業を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録し、策定した行動計画の取組に必要な環境整備等に係る経費を支援している。 【輝く女性活躍パワーアップ企業】256社(R2.7.31現在) ・「輝く女性活躍パワーアップ企業」の拡大等のため専門員による企業訪問等を行っており、その機会を捉えて、女性活躍推進法の周知や一般事業主行動計画策定の働きかけを行っている。 ・令和元年5月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことを受け、労働者のみならず、就職活動中の学生に対するハラスメント対策についても取り組んでいく必要性から、令和元年11月に開催した「就職活動中の学生に対するハラスメント対策に係る連絡会議」において、各機関が連携して取り組みを進めることとし、機関誌やチラシを活用した啓発活動等を行った。	・労働局や関係部署と情報共有しながら、引き続き「輝く女性活躍パワーアップ企業」の認定を進めることで支援を行うとともに、県内企業への女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定への働きかけを行い、女性活躍を推進していく。 ・引き続き、就職活動中の学生及び求職者も含めて、ハラスメント行為の防止等に向け、関係機関と連携して、相談窓口の周知や啓発等の対策を行う。	令和新时代創造本部(女性活躍推進課) 商工労働部 (雇用政策課)

			した。 ・障害者職業生活相談員の設置の義務のない企業（障がい者の雇用人数1～4名）が、障害者職業生活相談員を設置し、障がい者の雇用のための設備・機器等を整備する費用の助成を行う。	
9	<p>【新規】 生活困窮者自立支援体制確立について 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進められたい。</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国では、生活困窮者自立支援制度の充実、支援強化に向け、ホームページ上での自治体事例検索ツールによる事例紹介のほか、事業実施に関するコンサルティングを行う専門スタッフ派遣事業等を実施されている。 県では、子どもの居場所づくり、一般世帯も対象とした学習支援、住居確保が困難な者に対する債務保証制度など、地方自治体が地域の状況に応じて実施している事業への財政支援について、毎年国に要望を行っている。 	<p>国の補助事業の対象とならない地域の状況に応じた地方自治体独自の取組について、財政支援を充実されるよう本年7月に国に対して要望を行ったところ。</p> <p>引き続き、国施策の動向も踏まえ、必要に応じて実施自治体への支援について国に要望してまいりたい。</p>	福祉保健部 (福祉保健課)
	<p>【新規】 (2) 企業への委託事業である就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定にあたっては、貧困ビジネス防止の観点から、安全衛生の確保や情報公開、報告の徹底など厳格な対応をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県における認定就労訓練事業所は、令和2年7月現在で7団体。 県及び鳥取市（中核市）において、就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎、就労訓練事業の実施状況に関する情報公開、就労支援に必要な措置、安全衛生等の作業条件等の認定基準に基づき認定。 認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受けて生活困窮者や生活保護受給者を受け入れ、自立相談支援機関と連携して利用者に対する適切な支援の実施を確保することとされている。 令和元年度実績：1事業所2名受入 	<p>就労訓練事業所の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格な審査を行っている。</p> <p>また、就労訓練事業の実施は、自立相談支援機関によるあっせんが前提となっているため、貧困ビジネス等の不適切事案が発生しないよう、引き続き各自立相談支援機関と連携を図っていく。</p>	福祉保健部 (福祉保健課)
	<p>【新規】 (3) 事業の実施にあたり、NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用する。また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施されたい。</p>	<p>【生活困窮者自立支援制度に基づく県事業の委託状況】 ※生活困窮者自立支援制度立ち上げのH27年度から継続して委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業：三朝町社協、大山町社協 就労準備支援事業：大山町社協、NPO法人ワーカーズコープ 家計改善支援事業：大山町社協 学習支援事業：大山町社協 市町村支援事業（バックアップ事業）：県社協 	<p>生活困窮者自立支援制度に基づく県事業においては、NPO法人や社会福祉協議会への事業委託も活用して実施している。</p> <p>財源となる国補助事業が単年度であること等も踏まえ、委託事業の複数年契約については、県事業において現時点で実施の予定はないが、委託事業者の選定にあたっては、地域の関係機関や住民とのネットワーク構築の観点から、委託事業者の継続性等も考慮している。</p> <p>引き続き、社会資源を有効に活用した事業実施に努めていく。</p>	福祉保健部 (福祉保健課)
	<p>【新規】 (4) 自治体においては、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立する。特に、今後低年金・無年金の単身高齢者の増加が予想されることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向をふまえて健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法改正（H30年4月施行）により、市町村が属性を問わない包括的な支援体制づくりに努める旨が盛り込まれた。 また、本年6月にも社会福祉法が改正され、包括的な支援体制構築のための新たな事業が創設。属性を超えた支援を円滑に行うことを目的に、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な施行を行うことができる新たな交付金も創設。 	<p>市町村が、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性等に関わらず包括的に相談を受け止め、各種支援機関と連携を図りながら支援を行う包括的な支援体制について、その体制構築に係る支援を国事業として実施されているところ。</p> <p>県としても、国制度の活用等を含めた個別のアドバイスや関連事業の紹介等を通じて市町村の体制づくりを支援していく。</p>	福祉保健部 (福祉保健課、長寿社会課) 生活環境部 (住まいまちづくり課)
10	<p>【新規】子どもの貧困対策について (1) 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、子どもに対する教育の機会均等を保障されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所づくり事業 子どもの居場所づくり事業の立ち上げ経費及び運営費に対し、市町村が負担する経費への補助。(事業立ち上げ支援:県2/3・市町村1/3)、運営費：県1/2・市町村1/2) 学習支援充実事業 市町村が、国庫補助制度では対象とならない一般世帯の子どもを含めた学習支援を実施する場合の一般世帯の子どもの経費、また、放課後児童クラブを活用して、生活困窮世帯等の子どもを含めて学習支援を行う場合の経費を支援（県1/2・市町村1/2) 	<p>地域における各世帯の実態は、まずは身近な支援を行う市町村において把握されるものと考え、県では、子どもの貧困対策として、子どもの居場所づくり事業や学習支援充実事業により、市町村の取組に対する支援を行っているところ。</p> <p>国施策や市町村の事業実施状況等を踏まえ、今後も県として必要な支援を行っていく。</p>	福祉保健部 (福祉保健課)
	<p>【新規】 (2) 子どもの7人にひとりが貧困と言われている状況の中で、県内子ども食堂が地域のコミュニティの場として活用されている。子ども食堂への支援策を含めて、県として子ども貧困対策を充実強化されたい。</p>		<p>県では、こども食堂など子どもの居場所づくりや学習支援充実事業など、市町村が子どもの貧困対策として取り組む事業に対し、支援を行っているところ。</p> <p>国施策や市町村の事業実施状況等を踏まえ、今後も県として必要な支援を行っていく。</p>	福祉保健部 (福祉保健課)
	<p>【新規】 (3) 子ども食堂の支援策として、行政窓口（出先機関含む）等にフードドライブ受付箱の設置を検討されたい。県民総がかり的な取り組みとなるよう広報活動にも取り組まれたい。</p>	<p>【鳥取県生活協同組合におけるフードドライブ活動の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県生協のイベント（生協まつり、商品見学会など）にあわせて、ポスター、チラシ、関係機関への直接参加呼びかけで活動実施を周知。 イベント会場で余っている食品（未開封で賞味期限内）を回収。 回収した食品を福祉団体等の状況に応じて直接配達又は保管場所での引き渡しを行う。 <p><令和元年の実施状況> (期間) 9～10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、食品の保管と全県的な配送が可能な体制を有する鳥取県生活協同組合（県生協）にフードドライブ事業を委託して実施しているところであり、県生協のイベント等に合わせ、ポスター、チラシ、関係機関への直接参加呼びかけ等で活動を周 	生活環境部 (循環型社会推進課) 福祉保健部 (福祉保健課)

		<p>(回収状況) 約300点 (約400kg) (米、レトルト食品、インスタント食品、缶詰、調味料、飲料、菓子など) (提供先) みもぎの会(フードバンク、DV 被害者支援)、とっとり子どもの居場所ネットワーク(子ども食堂)、県社会福祉協議会(生活困窮者支援)、とっとり県民活動活性化センター(ボランティア支援)</p>	<p>知している。 (今年度はコロナのため、生協の各支所等で回収) ・行政窓口として鳥取市では、中央人権福祉センターで子ども食堂の支援を目的とした寄付食品の受付を実施しているほか、平成31年2月から県東部地区郵便局と連携し、郵便局窓口でのフードドライブを実施している。 ・県として行政窓口の設置までは検討していないが、フードドライブの取組が県内全域に拡大されるよう関係機関と連携し、ホームページや会議等の機会を捉えて取組事例の紹介等を行っていく。</p>	
1 1	<p>外国人労働者が安心して働くことのできる環境整備について 外国人労働者が地域住民と共生し安心して仕事と暮らしの両立ができるよう、多言語に対応した人材を配置した専門部署やワンストップ窓口を設置し、相談・支援体制を強化されたい。 また、外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始め多言語による最新情報の提供を徹底されたい。 (参考) 2019年10月末現在の外国人労働者数 鳥取県：3,121人(673事業所) 島根県：4,184人(664事業所) 全 国：1,658,804人 (前年比約20万人増)</p>	<p><相談窓口> 鳥取県多文化共生支援ネットワークの下に相談窓口を設置し、県内在住外国人、外国人材を雇用している事業者、雇用を検討している事業者等からの相談に対応。 以下3つの相談窓口が連携するとともに、相談内容に応じてネットワーク参画機関の協力を仰ぎながら対応中。 (1) 外国人材受入れ・共生相談窓口(県雇用政策課) 対象者：県内事業者等 相談実績：74件(開設(H31.1.15)～R2.8.31) (2) 鳥取県雇用サポートデスク(鳥取県行政書士会) 対象者：県内事業者、県内在住外国人等 相談実績：66件(開設(H30.1.22)～R2.8.31) (3) 鳥取県国際交流財団相談窓口((公財)鳥取県国際交流財団) 対象者：県内在住外国人 相談実績：325件(開設(H31.4.1)～R2.8.31) 外国人コーディネーターの配置：鳥取(英語、中国、ベトナム)、倉吉(中国、ベトナム)、米子(中国、ベトナム)。曜日により対応可能な言語が異なるが、テレビ会議システムにより、他の事務所のコーディネーターとも相談ができる体制を整えた。 ※鳥取労働局では、労働相談窓口に英語とベトナム語の通訳を配置し、対応中。</p> <p><新型コロナウイルス感染症に係る情報提供> (1) 県では、県内企業に向けて、メールおよび県ホームページにて最新情報の提供を行っている。 (2) 国際交流財団より、県内在住外国人に対して、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に係る情報提供を行っている。 ①多言語メールマガジンによりメールマガジン登録者へ発信。(4言語：英語、中国語(簡体字)、タガログ語、ベトナム語) ②国際交流財団のホームページにて周知。(4言語：英語、中国語(簡体字)、タガログ語、ベトナム語+やさしい日本語) ※ほか、外国人技能実習機構から外国人技能実習生に向けて多言語で情報提供を行っている。</p>	<p>・多言語対応が可能な相談窓口をはじめ、各相談窓口と連携し、相談対応に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の情報についても、引き続きやさしい日本語、多言語による情報発信に努める。 ・引き続き、各種相談窓口及び情報提供方法の周知に努め、外国人労働者の方を含めた外国人全体が暮らしやすいよう、共生社会の実現に努めていく。</p>	<p>商工労働部 (雇用政策課)</p>
1 2	<p>県内企業の紹介活動強化と誘致企業との連携強化について 県内企業の製品・技術・サービスなどを幅広く紹介するとともに、U・Iターンなどで県内企業への就職を検討されている方々への情報提供としても活用するなど、県内企業の事業拡大や人員確保に向けた取り組みを強化されたい。 また、誘致企業に対し、県内企業との連携を強化するツールとしても活用されたい。</p>	<p>・(公財)鳥取県産業振興機構において、県内企業が保有する優れた技術や製品を一覧性のあるガイドブックとして紹介している(冊子、ホームページ)。 ・(公財)ふるさと鳥取県定住機構において、県内優良企業の概要や魅力を紹介するガイドブックを発行(冊子、ホームページ)し、I・J・Uターン関連イベントにおいて学生や転職を考える社会人等へ積極的にPRを行っている。また、県立ハローワークでも産業人材確保を支援している。 ・また、学生、I・J・Uターン希望者を対象とした県内産業や若者の活躍を紹介する情報誌を発行する等の情報発信を行っている。 ・誘致企業と県内企業との連携に当たっても、これらの情報を活用しながら連携を働きかけている。また、(公財)鳥取県産業振興機構が各県外本部に配置した受発注コーディネーターを中心に、県外においても県内企業の製品・技術紹介による企業間マッチングを展開している。</p>	<p>・県内企業の受注機会の増大を図るため、各企業がもつ優れた技術や製品を紹介した一連の情報ツールを県内外企業の連携や人材確保に活用するとともに、(公財)鳥取県産業振興機構との連携によりさらなる企業間のマッチング支援を行っていく。 ・I・J・Uターン希望者等に対しても引き続き県内就職の促進に向けた情報発信を行っていく。</p>	<p>商工労働部 (雇用政策課、立地政策課)</p>
1 3	<p>第4次産業革命における地元企業支援強化について 超少子高齢化による労働人口の不足や継承者不足に加え、IoT・ビッグデータ・AIなどの急速な普及により、あらゆる産業が大きく変化しようとしている中、県内企業は中小零細企業が多く、時代の流れに取り残されることが懸念される。 「とっとりIoT推進ラボ」への参画企業の拡大と、「IoT・AI導入サ</p>	<p>・「とっとりIoT推進ラボ」は、地域の課題解決及び地域産業の生産性向上に向けて地域及び県内事業者によるIoT等先端技術利活用を促進するため、経産省による地域認定を受け、平成29年11月設立。令和2年6月現在で98団体・企業が参画。 ・県内企業によるIoT等先端技術導入をワンストップで支援するため、平成30年6月、鳥取県産業振興機構に専門相談窓口「IoT・AI導入サポートセンター」を開設。併せて、同センターの支援体制充実に向けた企業OB人材育成や県内企業の現場リーダー育成のため、「IoT専門家育成スクール」を開講。 <受講者数>合計73名(H30:31名、R1:29名、R2:13名 ※企業OB:9名、企業内人材:64名)</p>	<p>・県ホームページのほか、ラボ活動で連携している支援機関(鳥取県産業技術センター、鳥取県産業振興機構)、学術機関(鳥取大学、米子高専)や、既存のラボ参画企業等と協力し「とっとりIoT推進ラボ」への参画について働きかけていく。 ・「IoT・AI導入サポートセンター」に、IoT導入の前提となる企業課題の抽出・分析や、IoT機器・</p>	<p>商工労働部 (産業振興課)</p>

	<p>ポートセンター」による支援体制の強化をはかられたい。</p>		<p>システムの選定・試作・実装などの取組を伴走支援する専門家派遣制度を設け（R1.4）、またR1.12月に鳥取県産業技術センターに開設したIoT・AI・ロボット等先端技術実装支援拠点（とっとりロボットハブ）を活用した企業内技術者向けの研修を実施するなど、県内企業への支援体制を拡充している。</p>	
14	<p>【新規】 人材流出の抑制と人材確保について 若者の「地元離れ」「製造業離れ」によって、人材確保が非常に厳しい状況となっている。県内の学生が県内企業に就職した場合、奨学金の返済を一部免除するなど、人材流出の抑制をはかり、人材確保に繋がる施策を実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県では、若者の県内就職及び地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保を目的に、製造業等人材不足が著しい県内の対象業種に就職する大学生等に対し、奨学金返還額の一部を助成する「未来人材育成奨学金支援助成制度」を、全国に先駆け平成27年度に創設。業界団体の協力を得ながら、順次対象業種を拡大しており、認定者数・交付決定者（県内就職者）数ともに順調に増加している。 ＜交付決定者数＞…372人（H27～R1年度実績） ※うち、県内大学出身者109人、県外大学出身者263人 ※うち、製造業への就職者が最も多い（124人） また、喫緊の課題である若者の県内就職・定着を関係機関で連携して強力に推進するため、産学官連携による「鳥取県学生等県内就職強化本部」を令和元年度に設置するとともに、学生に届く情報発信として新たにふるさと鳥取アプリ「とりふる」を制作し、就活情報やとっとり暮らしの魅力発信等を通じて人材流出の抑制及び人材確保策を推進した。 	<p>未来人材育成奨学金支援助成金の周知については、ふるさと鳥取アプリ「とりふる」（登録者数約10,000人）や学生向け「仕送り便」事業を活用し、学生に届く情報発信の強化を図るとともに、加えて県内の学生等を対象とした県内製造業も参加するオンライン就職イベントの開催やオンライン学生交流会等を通じてコロナ禍における学生の就職支援及び本県とのつながり強化を行う。</p>	<p>交流人口拡大本部（ふるさと人口政策課）</p>
15	<p>地域別最低賃金について 生活不安、雇用不安を抱える中で地域別最低賃金は、社会安定のセーフティネットである。 現在の地域別最低賃金最高は、東京の1,013円である一方、鳥取県は、792円（2020.10.2発効予定）で未だ800円未満であり、地域間格差が拡大している。 鳥取県は、人口・労働力の他県への流出、産業構造の問題、教育機関が少ない等の要因がある中で、労働者、特に若者にとって希望の持てる賃金とする必要がある。 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げをしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、県においては、生産性向上への支援や取引条件改善等に引き続き取り組まされたい。 【新規】 また、新型コロナウイルス感染拡大による現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行されたい。 加えて、10月発効以降、県発注の公契約で、最低賃金改定による影響が発生する場合は、速やかに是正されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金については、厚生労働省の中央最低賃金審議会において、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との答申が示されたのち、鳥取県最低賃金審議会において、鳥取県の最低賃金を792円（2円アップ）とする答申がなされ、10月2日から適用されている。 平成24年度から実施している県版経営革新総合支援事業で、県内事業者の経営革新の取組を支援することにより、県内企業の高付加価値化や生産性向上等に寄与してきたところ。 ⇒支援実績 2,050件（H24.4～R1.6末、旧制度含む） また、雇用情勢の大きな変化、産業の高付加価値化の動きを踏まえながら、本県経済の成長を牽引するために令和元年7月に「鳥取県版経営革新総合支援補助金」と「企業立地事業補助金」を統合した「鳥取県産業成長応援補助金」を創設し、人口減少、国内市場縮小といった厳しい環境においても成長し続けることのできるよう支援を行っている。 ⇒支援実績 111件（R1.7～R2.6末） 新型コロナによる事業継続のための施策については、令和2年1月30日より、県制度融資・地域経済変動対策資金（新型コロナ向け資金）を発動し、いち早く県内企業の事業継続に向けた資金繰り支援を行うとともに、家賃等固定費にも使える応援金や感染対策のための補助金等を活用しながら県内事業者の事業・雇用継続に向けた取組支援を行っている。 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る雇用対策の強化については、令和2年7月16日、知事が国へ要望済。 事業者のニーズに沿った経済対策を実施するため、商工団体や市町村の首長との意見交換の場を設けてきたほか、事業縮小・廃止、雇用調整等の危機に直面する県内企業の事業再生・雇用維持等を関係機関・団体と連携し支援する「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」を構築し案件ごとに各種支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論されていると認識している。 最低賃金の引上げに向けた企業の取組を支援するため、国においては中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）制度があり、これらの助成制度や、賃金規定の見直し等の相談に応じる「働き方改革サポートオフィス鳥取」などの相談窓口の周知を行っていく。 最低賃金が改定される際には、改正額及び発効期日の周知に合わせて、業務委託等を行う場合には留意するよう庁内各課に通知している。 引き続き関係機関と連携しながら人口減少、国内市場縮小といった厳しい環境においても成長していけるよう、県内企業の実産性向上・働き方改革・技術革新等への挑戦をより積極的に支援していく。 県内企業の事業継続、雇用維持について、今後も市町村や関係団体と連携・協力をして速やかな経済雇用対策を執行を進めるとともに、持続化給付金や家賃支援給付金の拡充、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額など、全国知事会等を通じた要請活動を実施していく。また、引き続き「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」による機動的な支援を実施する。 	<p>商工労働部（雇用政策課、企業支援課、商工政策課）</p>
16	<p>公正労働基準の確保について (1) 公契約条例の制定は、劣悪の労働環境を生み出す事態を避け、ブラック企業を防止する効果が極めて高いといえる。適正な賃金・物品価格での支払いは、受注企業の適正な利益が確保され、結果として公共サービスの質の担保、維持・向上、安全対策の不徹底などによる重大事故やサービスの提供停止を防ぐことにも寄与する。さらに、県にも企業やそこで働く労働者、あるいは地域住民からの税</p>	<p>【他県の状況】 ○公契約の基本理念を定めた条例 ・「長野県の契約に関する条例」（H26.3.20公布） ・「岐阜県公契約条例」（H27.3.24公布） ・「愛知県公契約条例」（H28.3.29日公布） ・「沖縄県の契約に関する条例」（H30.3.20日公布） ○公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例 ・「奈良県公契約条例」（H26.7.10公布） ・「県が締結する契約に関する条例」（岩手県）（27.3.27公布） ○いずれの県も、「野田市公契約条例」（H21.9.30公布）のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。 【県議会での対応】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。 本県では、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度をしっかりと機能させるよう、契約事務処理要領に盛り込み研修等で周知徹底を図っている。 今後も国の動向や他県の状況を調査しつつ、現行制度の確実な運用 	<p>会計管理局（会計指導課）</p>

	<p>収となって還元される。</p> <p>については、公契約のもとで働く労働者の適正な労働条件を確保するだけでなく、受注企業、地域で暮らす住民、そして県と多くの関係者の間に好循環を生みだし、安心かつ信頼できる公共サービスの確保と地域経済の活性化に繋がる公契約条例の制定に向け、前進ある取り組みをはかられたい。</p>	<p>○平成 21 年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された（平成 21 年 3 月 25 日）。</p>	<p>に努め、適正な公契約が行われるよう取り組んでいく。</p>	
	<p>(2) 公契約条例の制定までは、県が契約する役務の提供（測量、建設コンサルタント等業務に関するものを除く）等を行う委託事業者や指定管理者等において、そこで働く労働者の賃金および労働条件の実態把握に努めるなど、適正な労働条件を確保されたい。</p>	<p>・本県では、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度を設けているほか、最低賃金の改定等、必要な情報を庁内各課に周知している。</p>	<p>・最低賃金が改定される際に、改正額及び発効期日の周知に合わせて、業務委託等を行う場合には留意するよう庁内各課に通知するなど、今後も機会を捉えて庁内各課へ県の適正な業務発注に資する情報等の周知を行っていく。</p>	<p>商工労働部 （雇用政策課）</p>
17	<p>各種選挙における投票率向上に向けた取組について</p> <p>平成 28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向けた取組を強化されたい。</p> <p>(1) 選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことを踏まえ、1～3 月上旬の間の任期満了に伴う地方選挙については、受験と重ならないよう前後の時期に執行する等、特別な法措置について知事会等で要望されたい。</p>	<p>受験勉強の時期と重ならないように選挙期日を前後させることには次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙期日を前倒しする場合、政治家の任期全体を通じた活動実績に対して有権者が審判をくだすという選挙の機能を十分に果たせない。 ・選挙期日を後倒しする場合、4 月以降、県外に進学する生徒も相当数いることに配慮が必要。 <p>なお、1 月～3 月上旬までに選挙が執行される可能性がある市町村は、次のとおりである。</p> <p>境港市議会選挙 前回選挙期日 H30.2.4 若桜町長・町議選挙 前回選挙期日 H30.2.11 琴浦町長・町議選挙 前回選挙期日 H30.1.28 伯耆町長選挙 前回選挙期日 H29.1.22 日野町長選挙 前回選挙期日 H30.2.4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受験シーズンの選挙期日を動かすことを国に要望することについては、本県の高校生の県外進学状況等も考慮に入れて慎重に検討していく。 ・また、高校生を対象にした投票の意義や重要性に関する選挙出前講座の実施や期日前投票所の充実などの投票環境の整備にも引き続き取り組む。 	<p>選挙管理委員会事務局</p>
	<p>(2) 県選挙管理委員会は、引き続き共通投票所ならびに期日前投票所の設置を積極的に推進していただきたい。また、期日前投票所については、さらに有権者の生活行動（買い物や交通施設を利用した移動等）を踏まえた利便性が高く、頻りに人の往来が見込める施設（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）に設置し、投票しやすい環境を拡充されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等の大型商業施設に期日前投票所を設置している市町村は、鳥取市・倉吉市だけであったが、令和元年 7 月の参議院選挙から米子市も加わった。 ・鳥取市 イオンモール鳥取北店 ・倉吉市 パープルタウン ・米子市 ホープタウン ・また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を設置されている。 ・公職選挙法の改正により、属する投票区に関係なく投票できる「共通投票所」を設置することが可能となった。共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備することが必要なため、導入する自治体は全国的にも少ない状況である。（令和元年 7 月の参議院選挙では県内市町村に設置なし） 	<p>期日前投票所や共通投票所の設置は、投票環境の向上につながる取組であり、市町村選挙管理委員会に対して引き続き情報提供を行い、積極的な取組を働きかけていく。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>
	<p>(3) 引き続き、民主的社会の形成者を育てていくために、学校における主権者教育を推進され、社会の一員として自立し、権利を行使することにより社会に積極的に関わろうとする主権者の育成をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き、選挙に関する知識や投票の意識等について授業（選挙出前講座）を行っている。 <p><選挙出前講座の実施状況></p> <p>元年度実施：24 回（小 1、高 19、特別支援 4） 30 年度実施：29 回（小 2、高 20、高専 1、特別支援 6） 29 年度実施：33 回（小 1、高 24、大学 3、特別支援 5）</p> <p><啓発冊子「政治と選挙」の作成></p> <p>選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(10,000 部)し、県内高校（公立・私立）3 年生全員に配付するとともに、選挙出前講座等で活用している。</p>	<p>主権者教育の推進については、教育機関と連携した選挙出前授業の実施に引き続き取り組んでいく。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・政治・経済や地域社会への関心を高めるとともに、選挙の大切さを理解し、社会に参画する自覚をもった未来の主権者を育成することを目的として、主権者教育に取り組んでいる。具体的には、模擬選挙等の実践的な教育活動と併せて、総務省・文部科学省が作成した副教材の活用や「現代社会」又は「政治・経済」の授業などで、選挙制度の仕組み等についての学習を行っている。また、グループ討議やディベート等を行い、生徒が自ら考え、意見を持ち、表現していく学習にも取り組んでいる。 	<p>公民科、総合的な探究/学習の時間、LHR 等の特別活動における学習をとおして、引き続き民主主義の理念や仕組みに関する知識、政治的教養を身に付けることができるよう努めていく。また、話し合いや討論、生徒会選挙、生徒総会や各種委員会の活動、模擬選挙、地域課題解決型学習等をとおして、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けることができるよう、主権者教育の充実を図っていく。</p>	<p>教育委員会 （高等学校課）</p>
18	<p>参議院選挙における合区解消に向けて</p> <p>参議院選挙における合区については、都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、参議院に地方の事情に精通した全国民の代表としての活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法の改正により、一部拘束名簿式（特定枠）が導入された。これにより、制度の運用次第によっては、全ての都道府県から代表を参議院に送ることが可能となった。 ・しかしながら、鳥取県から選出された議員を確実に参議院に送るためには、合区を解消し、鳥取県選挙区を置くことが必要であり、抜 	<p>2 年後の参議院選挙までには、憲法改正等により、投票価値の平等との調和を図った上で合区を抜本的に解消し、都道府県単位による選挙区選挙制度を実現するよう国に求</p>	<p>地域づくり推進部（市町村課）</p>

	<p>など、二院制のもとでの独自の役割を果たすため、各都道府県代表が最低1人は選出できるよう、関係する法律や選挙制度を抜本的見直しについて、引き続き、国に働きかけられたい。</p>	<p>本的な選挙制度の見直しが必要である。</p>	<p>めており、最近の取組としては、令和元年7月に合区対象4県の知事が協力して合区解消を求める緊急共同声明を発出したほか、令和2年度においても7月に合区解消を求める国要望を行ったところである。</p>	
<p>19</p>	<p>教育の機会均等の保障、教育環境施策の拡充について 【新規】 (1) いじめや虐待、貧困などを早期に把握し、適切に対応するため、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤配置されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー(以下、SC)については、県が全ての公立中学校及び義務教育学校に会計年度任用職員として配置し、配置校及び中学校区の小学校において相談等の対応を行っている。また、県立学校については、会計年度任用職員のSCと東部・中部・西部の各教育局所属の常勤の教育相談員により、全県立学校をカバーしている。さらに、児童生徒の心のケア等による緊急対応が必要な事案が発生した際は、臨床心理士等による緊急支援体制を構築している。 ・スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)については、三朝町を除く18市町村が配置(市町村による配置。常勤か否かについては、市町村ごとに異なる)しており、所管の小・中・義務教育学校へ対応している。また、県が8県立学校(高等学校5校、特別支援学校3校)に会計年度任用職員として配置し、配置校を拠点として、全県立学校に対応できるようにしている。 ・養護教諭については、全ての学校に常勤配置済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC及びSSWについては、標準法において基礎定数化することを国へ要望しているところである。 ・現時点の対応として、SCについては、各学校における対応を充実させるために、会計年度任用職員の配置時間数の増加を検討していきたいと考えている。また、県立学校配置のSSWについては、常勤配置を含め、時間数や配置人数の拡充を検討していきたいと考えている。併せて、市町村に対しては、SSWの役割等の理解促進を図り、常勤配置を含めた配置の充実を促す取組を進めていきたいと考えている。 	<p>教育委員会 (いじめ・不登校総合対策センター、教育人材開発課)</p>
	<p>【新規】 (2) 子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に進めるよう、給特条例一部改正(2020.4.1施行)にもとづき、教育職員の健康および福祉の確保をはかるため、業務の削減や勤務環境の整備を適切に進められたい。</p>	<p><令和元年度の主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員業務アシスタント(印刷業務等の補助)21名を新規配置(小11名、中6名、高4名) ・業務削減の意識を高め、休暇を取得しやすい状況をつくるために、長期休業期間中の一定期間、対外業務を行わない日(対外業務停止日)を設定(市町村立学校:全市町村で実施、県立学校27校/32校で実施) ・全市町村共同調達による学校業務支援システム(H29調達、H30運用開始)の活用拡大による教員の事務業務の大幅な効率化(掲示板や予定表の活用による打ち合わせや職員会議等会議の回数・時間の削減) ・部活動指導員の配置拡大(中:11校27名→28校55名へ増員、高:11校11名→11校12名へ増員) <p>【月一人当たり時間外実績(基準値比) ※基準値は市町村立はH30.9実績、県立はH29実績】</p> <p>市町村立(9月):小学校:37時間(3.7%) 中学校:45時間(▲1.8%) 義務教育学校:43時間(2.2%) → H30.9実績比▲5.6%を未達成</p> <p>県立(4~3月):高校:21時間(▲20.3%) 特別支援:12時間(▲14.1%) → H29実績比▲15%を高校は達成、特別支援学校も目標値に極めて近い値を達成</p> <p>【時間外業務月80時間超割合(H30→R1)】</p> <p>市町村立(9月):小学校:4.3%→2.9%(64人) 中学校13.3%→11.5%(147人) 義務教育学校:5.4%→8.7%(6人)</p> <p>県立(4~3月):高校:4.8%→2.5%(30人) 特別支援:0.1%→0.0%(0.3人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が告示した指針を踏まえ、給特条例の一部改正、各服務監督権者による上限方針の策定を行うとともに、鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランを改訂し、令和2年度の数値目標を「時間外業務が月45時間、年間360時間を超える教職員の解消」に改めた。 ※令和元年度までは「時間外業務が月80時間を超える長時間勤務者の解消」。 ・時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消するため、さらなる取組を進める。 <p><全県的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に引き続き、「業務の見直し・削減」「部活動休養日、活動時間遵守の徹底」を重点取組事項に設定し、取組を推進 ・勤務時間外における留守番電話等対応・対外業務停止日実施等の推進 <p><その他今後検討が必要な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を契機とした行事等の精選 ・ICTの効果的な活用(学校業務支援システムのさらなる有効活用、教員用タブレットなどの業務改善への活用方策の考案等) ・教育研究団体の見直し(教育センター研修での代替可能性なども踏まえ、研究内容・研究手法や還元方法なども含めた団体自体の在り方を再考等) ・部活動に関する見直し(部活動計画・実績の様式について、上限時間等により注意喚起が図れる様式等への見直し等) 	<p>教育委員会 (教育人材開発課)</p>
	<p>【新規】 (3) 子どもたちが安心して教育が受けられるよう、新型コロナウイルス感染症等、未知なる感染症の流行や地震・津波・洪水等の災害に備え、あらかじめ学校の防災備蓄体制を十全に整えられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校(全34校(分校を含む))における避難所等の指定状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所:18校 ・指定避難所:19校 ・各学校は、学校保健安全法に基づき、児童生徒等の安全を確保するため、事故、加害行為、災害等の危険を防止するとともに危害が生じた場合に適切に対処することができるよう、学校安全計画、危機管理マニュアルを作成し、避難訓練を実施するなど児童生徒に対する安全教育の推進とともに、施設、設備、管理運営体制等の安全管理の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品については、鳥取県では県、市町村が連携して確保に取り組んでいる。具体的には、県と市町村が標準的な品目を連携して備蓄し、災害時に輸送する体制を整えるなど、防災体制の強化に努めている。 ・学校における安全管理体制は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要なことから、引き続き教職員研修会等をと 	<p>教育委員会 (体育保健課、高等学校課、特別支援教育課、小中学校課、教育環境課)</p>

	<p><新型コロナウイルス感染症対策></p> <p>○県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校においては、「県立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を作成し、感染症対策の徹底を図った。特に、新しい学校生活様式（登校前の検温や体調管理、手洗いやマスク着用、手を触れる箇所の消毒、こまめな換気、近距離での会話及び三つの密の回避）について、チラシを作成して注意喚起したり、登校時や学校に職員を派遣して指導を行ったりするなど、その定着を図った。 ・再度、臨時休業や分散登校等を実施することとなった場合でも、生徒の学習機会を確保するため、ICTを活用したオンライン学習等の実施方法の検討を進めている。 ・新型コロナウイルス感染症に係る備品購入のための予算措置を行った。 ・特別支援学校では、1学級の人数が少ないため、できるだけ子どもたちの距離を離すなど、三密防止等の対策を徹底している。また、通学バスの密状態の緩和のため、令和2年5月から通学バスの増便等を行った。 <p>○小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校においては、子どもたちが安心して学校の通常授業が受けられるよう、可能な限り座席を離して配置すること、児童生徒の間隔を1メートルを目安に、学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ることや近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるよう指導すること（長時間、近距離で対面形式となる学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること）など、感染状況に応じて対応できるよう、「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を作成し、ソーシャルディスタンスの確保等について示している。 	<p>おして各学校の学校安全計画、危機管理マニュアルがより実効性のあるものに修正されるよう指導する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策></p> <p>○県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大状況に対応した臨時休業、分散登校や時差登校を実施し、登下校時や授業中の生徒数を調整することにより、新型コロナの感染拡大状況に応じたソーシャルディスタンスの確保の徹底を図る。 ・併せて、全県立高校でオンライン学習を実施できる体制整備を行い、臨時休業、分散登校等時の学習保障に備える。 ・消毒液や透明シート、仕切り版等を購入するなどして、感染防止対策を徹底する。 <p>○小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で感染者が確認され臨時休業した後の学校再開に向けての教室環境の整備についても、9月11日付けでガイドラインを改訂し、授業時における児童生徒の間隔は学級内で最大限の間隔をとるように、机の配置を工夫すること（市松模様に配置 放射線状に配置など）等、より具体的にガイドラインに追記した。今後も必要に応じてガイドラインを改訂するなどし、感染予防対策を徹底する。 	<p>危機管理局（危機管理政策課）</p>	
20	<p>私立高等学校の振興と教育環境の整備、生徒・保護者の負担軽減等のため、以下の施策について充実をはかられたい。</p> <p>(1) 学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、引き続き私学助成の維持・拡充をはかっていただきたい。</p> <p>(2) 保護者負担軽減をはかるため、授業料等の減免措置や給付型奨学金について拡充をはかっていただきたい。</p> <p>(3) 校舎・体育館等の教育施設の増改築や補修について、引き続き助成を拡充していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立中学校、高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一の補助金額を助成している。 ・私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。 ・また、平成22年度より本県独自の私立中学校就学支援金制度を実施しており、平成29年度には私立高等学校と同額の支援となるよう制度を拡充した。 ・加えて、私立中学校への生徒授業料減免補助金においても、平成29年度より私立高等学校と同様に施設設備費も助成の対象に加えた。 ・令和2年度から、国において実施された私立高等学校授業料実質無償化（就学支援金の上限額引き上げ）を踏まえ、本県では新たな県独自の支援金制度（総合支援金）を新設し、生活保護世帯については保護者負担額をゼロとした。また、これに併せて、中学校就学支援金についても上限額を引き上げ、拡充を行った。 ・高等学校の授業料以外の経費の負担軽減のため、「高校生等奨学給付金」を給付している。 【対象者】生活保護受給世帯 非課税世帯（市町村民税・県民税所得割） ※新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変した非課税相当と見込まれる世帯も対象 ・県内私立高校について平成30年度末で文部科学省の耐震改修調査基準100%を達成した。また、校舎が町からの借り受けで調査報告対象外の湯梨浜学園においても、令和元年度に耐震補強工事を完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成については、各私立学校の意見を聞きながら、必要に応じて充実を図っていく。 ・今後も、家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、生徒保護者の教育費負担の軽減について必要な支援を行っていく。 ・令和2年度から高校生等奨学給付金に関する給付額（第1子分）を引き上げるとともに、新たに高等学校専攻科に在学する生徒を対象に加えた他、新入学生について、希望する世帯には一部前倒し給付を行えるようにするなどの拡充を行ったところであり、今後も必要に応じて充実を図っていききたい。 ・引き続き、県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、必要な助成を行っていく。 	<p>子育て・人財局（総合教育推進課）</p> <p>子育て・人財局（総合教育推進課）</p> <p>教育委員会（人権教育課）</p> <p>子育て・人財局（総合教育推進課）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に、私立学校等の教育環境の整備を促進するため、鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の失効期限 (H31.3.31) を廃止した。また、国に対し、平成 31 年度以降も国庫補助を延長するとともに十分な予算を確保し、補助率を引き上げ実情に沿った補助単価とするなど耐震化補助事業の充実・改善を図るよう要望を行った。 平成 30 年度には、平成 30 年 6 月の大阪北部地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、安全対策が必要な高等学校及び専修学校に対しブロック塀の改修等にかかる費用の一部を助成する制度を国に準じて創設した。(H30 年度限り。補助率 1/3。鳥取敬愛高校、倉吉北高校、鳥取看護高等専修学校及びあすなる高等専修学校が事業活用。) 		
	<p>(4) ICT を活用した教育環境整備について、タブレットやプロジェクター等導入の助成を拡充していただきたい。</p> <p>【新規】 また、非常事態時における長期休校下でも生徒へのオンライン授業が可能となるよう、県立高校と同等の環境整備への助成と生徒への機器の貸与を実施していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクティブ・ラーニングを実践するために必要なタブレットやプロジェクター等の ICT 機器備品の整備に対する補助 (補助率 3/4) を行っている。 県内私立高校においては、新型コロナウイルス感染症対策として国が令和 2 年 6 月に創設した学校保健特別対策事業費補助金を活用し、オンライン授業の実施に必要な機器 (生徒への貸与分を含む) の整備を進めている。(補助率 10/10) 令和 2 年 6 月、国の私立学校情報機器整備費補助金の補助対象に、家庭学習のための通信環境の整備費及び、学校からの遠隔学習に対応した設備の整備費が追加された。(補助率 1/2) 	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助事業の活用を促すとともに、県として必要な支援を引き続き行う。 	子育て・人財局 (総合教育推進課)
	<p>(5) 就学支援金制度にかかわる事務負担の軽減について、引き続き充実をはかっていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私立高校における就学支援金の支給事務については、事務費交付金を活用して、当該事務に従事する職員の賃金や手当を支援することにより、負担の軽減が図られている。 本県においては、今年度から当該事務に係る国が整備した事務処理システムによるマイナンバーを利用した事務を開始し、これまで紙媒体により各校で行っていた事務の負担軽減を図ったところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、各私立学校の意見を聞きながら、事務の点検・見直しを図っていく。 	子育て・人財局 (総合教育推進課)
	<p>【新規】 (6) 来春の県内高卒新卒者採用の縮小が懸念されており、就職希望生徒の県内企業への就職が困難にならないよう対策を講じていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> R1 年度末の新規高卒者の就職内定率は 99.8% と高い水準に達したが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、今後、県内企業による経済・採用活動の急速な冷え込みが懸念される。 これを踏まえ、鳥取労働局、鳥取県教育委員会と連携して、県内経済団体に対し、新規高卒予定者の求人確保等を要請した。 <p><R2 年 6 月要請先> 6/19 (金) 鳥取県商工会議所連合会長 6/25 (木) 一般社団法人鳥取県経営者協会長 ※鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会へは書面での要請活動を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、鳥取労働局、鳥取県教育委員会と連携しながら、新規高卒求人事業所説明会等の取組みを通じて、就職を希望する生徒を支援していくとともに、県内企業の経済・採用活動を支援するため、県内経済団体と連携した相談窓口設置や助成金・補助金・融資等の制度設計・運用を行い、これらの取組みの県内企業への周知・活用を図っていく。 	商工労働部 (雇用政策課)
2 1	<p>【新規】 地域公共交通の利用推進について 新型コロナウイルスの感染拡大により、地域の交通手段を支える地域公共交通事業者は大きな影響を受けており、事業継続も危ぶまれる状況となっていることから、利用推進に向けた対策を強化されたい。</p>	<p>公共交通事業者は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上に深刻な影響を受けている。</p> <p><バス事業者 (5 月: 前年同月比) > 収入状況: 路線バス△50%、高速バス△90%、貸切バス△90% <タクシー事業者 (5 月: 前年同月比) > 収益状況: △40% <第三セクター鉄道 (4 月: 前年同月比) > 旅客輸送収入: △20%、旅客輸送人数△30%</p>	<p>県では、6 月補正予算において、新型コロナウイルスの影響を受け、急激に経営状況が悪化している交通事業者に対し、感染症対策に係る資機材整備補助や公共交通の安心安全を PR する広告料による支援に加えて、9 月補正予算において、路線バス事業者に対する市町村と連携した維持・運行に対する支援を行っており、これにより公共交通機関の事業継続や利用促進を図ることとしている。</p> <p>○「新たな生活様式」に対応した交通事業者応援事業 (県 6 月補正予算 96,500 千円)</p> <p>(1) 県内地域交通事業者 (バス・タクシー・第三セクター鉄道等) の新型コロナウイルスに関する業界ガイドラインに沿った感染症対策の実施に必要な資機材整備等の経費を支援。(補助率 3/4)</p> <p>(2) 県内貸切バス事業者が、業界ガイドラインに沿った車内換気・消毒等の対策を実施し、密回避のための増車や大型化を行う場合に支援し、利用料金を割り引き、冷え切った貸切バス事業者への呼び水とする支援制度を創設。(補助率 1/2)</p> <p>(3) バス・タクシー事業者の車両を活用した新たな生活様式に係る広報を委託。(県民への広報と事業者の経営支援を両立)</p> <p>(4) 業界ガイドラインに沿った県内公共交通の利用を促す PR 資料の作成及び広報を支援。</p> <p>○新型コロナウイルス対策路線バス</p>	地域づくり推進部 (地域交通政策課)

			事業者緊急応援事業（県9月補正予算100,000千円） 路線バス事業者の維持・運行に対して市町村と協調して支援	
22	<p>【新規】 ノーマイカー運動の促進について</p> <p>地球温暖化防止や公共交通利用促進の観点から、鳥取県が主となり、県民、企業、各自治体に於いて「エコ通勤」や「ノーマイカー運動」が推進されているが、依然としてマイカー利用が多いのが実状である。</p> <p>CO2排出量の少ない鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関の利用を促進することにより、CO2の削減や地域公共交通の維持につながるため、あらためて「ノーマイカー運動」の定着・推進に向けた啓発活動の対策を強化されたい。</p>	<p>本県では、平成19年度から県職員を対象に通勤時に公共交通機関の利用を促進するための「ノーマイカー運動」を行ってきたが、ピーク時に比べ参加者数が少なくなっている状況。新型コロナウイルス感染症の影響で、交通事業者の経営に甚大な影響が生じており、将来にわたり県内の公共交通機関の維持存続を図るため、従来の「ノーマイカー運動」を見直し、積極的に公共交通機関を利用していくため、新たに『鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊』として、今年7月下旬から県庁内で開始した。</p> <p>この活動の開始にあわせ、通勤・通学の混雑時間帯を避けて公共交通機関を利用して通勤しようとする職員のための時差出勤制度を創設したほか、通勤時に加え、出張時やプライベート時の利用促進も含めた活動としている。</p>	<p>鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊」活動の推進にあたり、県内市町村の実施する「ノルゲ運動」等の公共交通の利用促進活動と協調実施を図る。</p> <p>また、県職員による活動成果を踏まえて、県内の民間事業者等への全県展開を進め、CO2削減や公共交通の維持確保を図っていく。</p>	地域づくり推進部（地域交通政策課）
23	<p>災害復旧費用の事業者負担の軽減について</p> <p>近年の災害の激甚化により、毎年のように鉄道が被災しているが、大半は用地外からの土砂流入や河川氾濫によるものであり、被災箇所が広範に及び、事業者負担だけの復旧は困難である。また、「鉄道軌道整備法」に基づく災害復旧制度は、拡充されたとはいえ適用要件が限定的であり、助成額が十分ではないなど、事業者や自治体の被害状況や財政状況を鑑みると、近年の状況に即したものはいえない。同制度のさらなる拡充をはじめ、地方自治体や鉄道事業者の負担を軽減させるスキームの構築に向け、引き続き国に対し強く要望されたい。</p>	<p>被災した鉄道への国の支援制度は、平成30年度に改正され、従来は「赤字事業者の赤字路線」が補助対象であったものが、「黒字事業者の赤字路線」も対象とされている。</p> <p>【黒字事業者の赤字路線が対象となる要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害その他これに準ずる特に大規模な災害。 ・復旧費用が路線の年間収入以上。 ・対象路線が3年間赤字であること。 ・長期的な運行の確保に関する計画を策定すること。 ・補助率 国：地方：鉄道事業者＝1/4：1/4：1/2 <p>※補助率は、災害を受けた鉄道の地域の交通手段の状況、事業構造の変更による経営改善の見通しその他の事情を勘案して、国土交通大臣が特に必要と認める場合には、1/3以内に引き上げることが可能。</p>	<p>災害復旧に対する財政的支援の充実について、令和2年7月に国要望望を行ったところであり、今後も鉄道事業者等の意見を聞きながら、必要に応じて要望を行いたい。</p>	地域づくり推進部（地域交通政策課）
24	<p>【新規】 地方鉄道の利用促進策について</p> <p>鳥取県における、ICカードの普及について、どのように考えているか明らかにされたい。また、導入に際しては、スケールメリットを活かせる施策となるよう、関係する事業者間との調整をはかるとともに、多額の初期投資が必要であることから、ICカードの導入に対する財政支援措置を拡充し、システム改修等の維持・管理費についても補助・支援を検討されたい。</p>	<p><JR西日本の動き></p> <p>H28.12月 JR西日本が山陰本線（松江・米子地区）及び伯備線の主要駅（出雲市～伯耆大山駅間、根雨駅、生山駅、新見駅）にICOCA導入</p> <p>H31.4月 JR境線にICOCA（車載型IC改札機）を導入（導入経費約8億円）</p> <p>今後については、現時点で、県内エリアでの具体的な動きはない。</p>	<p>ICカードについては、交通利用だけでなく買い物利用など、決済手段の利便性向上や地域活性化、感染症予防対策などに資する一方で、その導入費用や更新費用など多額のコストが障壁となっている。</p> <p>持続可能な運用にするには、導入による効果を高める必要があることから、鉄道の利用促進や地域の活性化、感染症予防対策などに寄与するなどの点も重要であり、幅広い関係者の連携・協力が必須である。</p> <p>まずは、関係者の意向を踏まえながら、ICカードをはじめとする電子決済の仕組みやメリット・デメリットを研究するとともに、国のICカード普及のための財政支援措置について、事業者の意見を聞きながら、必要に応じて拡充等を要望してみたい。</p>	地域づくり推進部（地域交通政策課）
25	<p>【新規】 獣害被害への対応について</p> <p>県境付近を中心に、鹿や猪などの獣類と列車との衝突が頻発し、車両の損傷や列車の大幅な遅延を引き起こすなど、輸送サービスに支障をきたしており、その件数は年々増加傾向にある。</p> <p>鉄道事業者においては、動物の軌道内への侵入を防止するために試行錯誤を重ねているが、抜本的な解決に至っていないのが現状である。獣害被害については農作物被害対策が中心に行われており、鉄道をはじめとした交通への予算措置は依然としてほとんど講じられていない。山の荒廃などに起因する生態系の乱れからくる獣類の増殖が原因と目されて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR西日本米子支社では獣類との列車衝突の全体の8割が、因美線と山陰本線（JR鳥取駅から東側）で発生し、年々増加している状況となっており、令和元年度は200件超であった。 このためJR西日本米子支社では、沿線への鹿柵や誘鹿剤等の設置などの様々な対策を講じられている。 ・本県では、シカ・イノシシの個体数減少のため、農地周辺での有害鳥獣捕獲や、奥山でのシカ捕獲事業により捕獲強化に取り組んでおり、令和元年度の捕獲数はシカ約9,100頭、イノシシ約13,000頭で、いずれも過去最多を記録した。 また、捕獲の担い手である狩猟者についても、狩猟免許取得経費の支援や新人狩猟者向けの捕獲技術研修等により新規参入促進に取り組んでおり、40代までの若手が増加傾向にある。 	<p>鉄道の獣害は全国的に増加しているものの、国においても獣害対策は農林業対策が中心となっており、鉄道事業への対策についてはいまだ検討が進んでいない状況であることから、鉄道事業者の意見を聞きながら必要に応じて、国に対しても対策を要望していきたい。</p> <p>なお、シカ、イノシシの捕獲強化や、狩猟者の確保・育成については、引き続き県として取り組んでいく。</p>	地域づくり推進部（地域交通政策課） 生活環境部（緑豊かな自然課）

	いる点を考慮し、実効性のある対策の検討と併せて、公共交通機関に対する被害被害への対応について、対策を講じられたい。			
26	<p>【新規】 切れ目のない医療を提供する体制の確立について 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる医療提供体制の整備に向け、第7次医療計画（2018～2023年度）ならびに地域医療構想の推進においては、地域実態に即しつつ以下の対応をはかる。 (1) 急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、医療機関（病床）の機能分化と連携、医療と介護の連携を推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度を初年度とする「第7次鳥取県保健医療計画」を策定し、がん等の5疾病、在宅医療を含む6事業及び医療従事者の確保等に取組んでいる。 また、2025年の医療需要に対応するために必要な医療提供体制の確保を目的に、鳥取県保健医療計画の一部として、平成28年12月に「鳥取県地域医療構想」を策定している。 地域医療構想の実現に向け、各圏域の地域医療構想調整会議や医療審議会等の議論を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、「病床の機能の分化及び連携の推進」、「在宅医療・介護の推進」、「医療従事者等の養成・確保」に取り組んでいる。 <p>[病床の機能の分化及び連携の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期病床数：3,161床(H28.7)→2,962床(H30.7) 回復期病床数：1,072床(H28.7)→1257床(H30.7) <p>[在宅医療・介護の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーション数：56施設(H28)→66施設(R2) 訪問看護師数：240人(H28)→328人(H30) <p>[医療従事者等の養成・確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院勤務医師数：1,116人(H28)→1,137人(R1) 病院勤務看護師数：4,890人(H28)→5,218人(H30) 	引き続き、県内の医療関係者、関係機関等と連携し、地域医療介護総合確保基金も活用しながら、鳥取県保健医療計画及び鳥取県地域医療構想等の関連する計画に基づき、一体的に取り組みを進めていく。	福祉保健部 (医療政策課)
	<p>【新規】 (2) 5疾病・5事業の医療連携体制、救急や周産期、小児、地域移行につながる精神医療の確保を推進されたい。(中部地区の分娩・小児科に係る医療機関、充実策の強化)</p>	<p>現在、県中部においては、分娩を取り扱う医療機関は県立厚生病院と打吹公園クリニックのみであり、小児科の入院施設も県立厚生病院のみである。</p> <p>平成30年4月に策定した「鳥取県保健医療計画」及び令和2年4月に策定した「鳥取県医師確保計画」に基づき、産科、小児科等の医師確保、医療従事者の処遇改善など医療体制の強化向け取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、鳥取県保健医療計画及び鳥取県医師確保計画等の関連する計画に基づき、医療提供体制の充実・強化に向け取り組みを進めていく。 自治医科大学卒業医師及び鳥取大学緊急医師確保対策奨学金（特別養成枠）を貸与した医師を県職員として採用し、県立厚生病院への医師派遣や産婦人科、小児科を含む不足する診療科の充実 <p><厚生病院への県派遣医師の派遣状況(R2年度)></p> <p>派遣医師数：4名(うち小児科1名、産婦人科1名、内科2名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立厚生病院と打吹公園クリニックの医師、助産師の分娩手当への助成 打吹公園クリニックの助産師のオンコール手当(待機のみで終わった場合に支払われる手当)への助成 	福祉保健部 (医療政策課)
	<p>【新規】 (3) 医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化されたい。</p>	平成27年4月1日に県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行っている。	県医療勤務環境改善支援センターにおいて、引き続き医療従事者の勤務環境の改善に関する取り組みを支援していく。	福祉保健部 (医療政策課)
27	<p>【新規】 鳥取県地域医療構想について 鳥取県では、2016年12月に鳥取県地域医療構想が策定されたが、昨年9月26日、厚生労働省は市町村などが運営する公立病院と日本赤十字社などが運営する公的病院の25%超にあたる全国424の病院について「再編統合について、特に議論が必要」とする分析をまとめ、病院名を公表したことにより、地域住民、入院患者、医療従事者の不安、職員採用などに対しても影響が懸念された。</p> <p>地域医療構想は、一般病床及び療養病床に係る高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の将来における必要病床数の推計だけでなく、地域における各医療機関の機能や人員体制等を踏まえた課題の抽出とともに、あるべき医療提供体制の実現に向けた施策について、県民を含めた幅広い関係者で検討し合意形成を行うことが重要であると考え、今後も地域住民や医療従事者の不安が</p>	<p>2025年の医療需要に対応するために必要な医療提供体制の確保を目的に、平成28年12月に「鳥取県地域医療構想」を策定している。</p> <p>地域医療構想の実現に向け、各圏域の地域医療構想調整会議や医療審議会等の議論を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、「病床の機能の分化及び連携の推進」、「在宅医療・介護の推進」、「医療従事者等の養成・確保」に取り組んでいる。</p>	地域医療構想は、持続可能な医療提供体制を確保するために必要なものであり、引き続き各医療機関がどのような医療を提供すべきかなど、その方向性を含め、地域医療構想調整会議など地域の中でよく議論し、医療関係者、住民の理解を得ながら、取組みを進めていきたい。	福祉保健部 (医療政策課)

	<p>顕在化しないような取り組みを進められたい。</p>													
28	<p>水田活用の直接支払交付金の見直し要請について</p> <p>現在施行されている「水田活用の直接支払交付金」は、品目・作付面積に応じて助成金額が異なっている。そのため助成金額が比較的少ない中山間地域の水田は、耕作放棄地となる場合が多い。近年の大雨や台風による水害が拡大傾向にあるのは、中山間地域の耕作放棄地が増加し、水田の保水性が失われていることも要因の一つである。</p> <p>このようなことから現在の制度について、品目や作付面積に加え、地域別によって割増助成が支払われるなど、「多面的な直接支払い制度」となるよう国に対して要請・要望を行われたい。併せて県独自の「直接支払制度」の導入に向けて研究を進められたい。</p> <p>また、全国的に米消費量の減少が続いていることから、比較的収益性の高い野菜等への転作も必要である。ついては水田から野菜等の施設園芸への転作推進や支援対策を充実されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「水田活用の直接支払交付金」は、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、全国一律の単価で飼料用米、麦、大豆等の本作化を進める「戦略作物助成」と、地域の裁量で活用できる「産地交付金」から構成されており、地域の特色を活かした産地形成が進められている。 農業のもつ多面的機能の適切な発揮のため、日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度）が国により措置されている。 収益性の高い施設園芸等の推進において、「鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業」や「園芸産地活力増進事業」等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月、水田フル活用の確実な実施に向け、生産現場が取り組みやすい制度設計とするよう国に要望したところである。 収益性の高い施設園芸等の導入において、地域の実情を踏まえ、「鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業推進事業」や「園芸産地活力増進事業」などの活用を検討していただきたい。 	農林水産部（生産振興課）										
29	<p>鳥取県ブランド米の生産・販売強化対策について</p> <p>コメ直接支払い交付金の廃止により、コメの生産及び販売が自由化された。そのため農家の経営を安定させるためには、県内で生産されたコメを高く販売することが必要となる。</p> <p>現在鳥取県では、「コシヒカリ・ひとめぼれ」の早生品種と比較的収穫時期の遅い「きぬむすめ」に加え、新品種として発表された「星空舞」がブランド米として生産・販売されている。ついては、鳥取県産米の販売及び生産拡大を目的としたイベント等を開催し、県内産米のアピールを内外に発信されたい。</p> <p>【新規】</p> <p>また、昨年の食味ランキングでは、県内産米は特A取得が叶わなかった。取得については天候などにより左右されることもあるが、安定して特A取得が出来るための品種改良についても研究を進めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年産以降の米政策については、行政による生産数量目標の配分は廃止され、生産者や集荷業者・団体が需要に応じて生産・販売を行っているところである。 従来、本県では「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」の早生品種が中心作付であり、収穫から乾燥調製にかけての作業が短期間に集中していたため、中生品種の作付が望まれていた。 中生品種である「きぬむすめ」は、平成20年に県の奨励品種に採用されて以降、穀物検定協会による特A評価を5度受ける等、生産者だけでなく、市場からの好評価を得ている。 平成30年には、「コシヒカリ」と「きぬむすめ」の中間熟期となる本県育成品種「星空舞」を奨励品種に採用した。令和元年5月にJAグループ鳥取と県が連携し、「星空舞ブランド化推進協議会」を設立し、本格生産及びブランド化に取り組むとともに、令和2年には約1,000haの作付となっている。 「きぬむすめ」及び「星空舞」の特A取得に向けて、試験研究等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「星空舞ブランド化推進協議会」が中心となって、県内で現地実証ほの設置や米づくり研修会の実施など、生産対策に取り組むとともに、県内外でのイベントやSNSを活用したPR活動による「星空舞」の認知度向上を図るなど、本県産米の生産・販売対策の強化を図っているところである。 本県産の新たな良食味品種として拡大が期待される「星空舞」の高品質・良食味米の安定生産技術の確立に向けた研究や品種育成を進めている。 	農林水産部（生産振興課）										
30	<p>【新規】</p> <p>新型コロナウイルスの農業支援対策について</p> <p>世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、様々な経済活動に影響を及ぼしている。特に人の移動については、世界規模で規制された状況となり、国内の観光や外食産業に多くの影響を及ぼしている。このことによる影響は、農業分野においても例外ではなく、外食産業の落ち込みにより、品目によっては販売価格が減少大きく減少している農産物も少なくない。このように新型コロナウイルスの影響により販売や所得が減少した、品目や農業者に対して調査を行い、国・県レベルで支援対策を行うよう取組を進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響については、地方事務所等において農業者、農業団体などへ随時状況の聞き取りを実施しているとともに、7月13日には「食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクト会議」を開催し、農林水産業団体の長と意見交換を行ったところ。 これまで出荷時期を迎えている主要野菜（ラッキョウ、スイカ、白ネギ、ブロッコリー）においては、現時点で影響は顕在化していない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>市場販売額前年比</td> <td>(4/1~7/26)</td> </tr> <tr> <td>ラッキョウ</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>スイカ</td> <td>106%</td> </tr> <tr> <td>白ネギ</td> <td>122%</td> </tr> <tr> <td>ブロッコリー</td> <td>94%</td> </tr> </table> 和牛肉は4月には前年比3割安となった。5月に入って回復し始めたがまだ完全には戻ってない。 県では、現場の声を聞きながら、国補正事業を活用するとともに単県で補正事業を創設し、影響が最小限となるよう支援を行っているところ。 	市場販売額前年比	(4/1~7/26)	ラッキョウ	96%	スイカ	106%	白ネギ	122%	ブロッコリー	94%	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の今後は予想できないが、農業現場の状況を注視しつつ、迅速・的確に対策を打っていく。 JA等関係機関と連携して、国事業及び単県事業を活用して、農業生産の維持や新しい生活様式にあわせた販売促進の取組など、引き続き支援していく。 <p>(主な支援策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営継続補助金：経営維持に向けた支援 ○高収益作物次期作支援交付金：次期作への種苗等購入支援 ○和牛肥育経営緊急支援事業：牛マルキン制度への県の上乗せ支援 ○農林水産物消費回復・拡大緊急プロジェクト支援事業：農林水産業団体が行う販路拡大等への支援 	農林水産部（とっとり農業戦略課）
市場販売額前年比	(4/1~7/26)													
ラッキョウ	96%													
スイカ	106%													
白ネギ	122%													
ブロッコリー	94%													
31	<p>【新規】</p> <p>自然災害による農業被害に対する支援体制拡充について</p> <p>近年、台風や集中豪雨などによる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近年、平成28年度の中部地震及び豪雪、平成30年度の7月豪雨及び台風24号など、県内農業に甚大な被害をもたらす自然災害が発生している。 <p><農業関係被害額></p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、ハウスの防風防雪対策など自然災害への対策を強靱化していくとともに、現場への注意喚起を徹底し、被害を最小限に抑え 	農林水産部（とっとり農業戦略課、農地・水保全										

	<p>自然災害による被害は拡大しており、我々の予想をはるかに上回るものとなっている。このことは農業分野でも例外でなく、現に2019年の台風19号・20号の被害により、災害復旧をあきらめ離農された農家も多く存在している。</p> <p>については災害発生時の対策本部やマニュアルの設置、被災者に対する支援対策の拡充について、市町村及び関係する農業団体と協力して取組を進めていただきたい。</p>	<p>○2016.10 中部地震 14億円 ○2017.1 豪雪 11億円 ○2018.7 7月豪雨 15億円 ○2018.10 台風24号 28億円</p> <p>・県では、災害発生時に県地域防災計画に基づき、速やかに災害対策本部を設置し、被害状況の迅速な把握と関係機関との情報共有を行っている。</p> <p>・被害状況に基づき、迅速に補正予算の措置等を行い、復旧を加速化させ、被災農家が離農しないよう支援してきた。なお、令和元年の台風19号・20号においても、本県では離農者はなかった。</p> <p><補正予算で措置した主な復旧支援の内容></p> <p>○緊急的な病害防除対策経費の支援 ○雪害園芸施設等の復旧経費の支援 ○農道・水路等の農業用施設の復旧</p>	<p>ていく。</p> <p>・また、防災重点ため池では、豪雨や地震対策を順次実施するとともに、住民避難対策としてハザードマップを活用した避難訓練の実施について推進する。</p> <p>・その上で、被害状況の把握と併せてため池点検を実施するとともに、甚大な被害が発生した際には、市町村や農業団体と協力して、迅速に復旧支援を行っていく。</p>	<p>課)</p>
<p>3 2</p>	<p>食育を通じた県民の知識や考え方の向上や地産地消を進める取組の強化について</p> <p>鳥取県の食育については、2018年に「食のみやことっとり～食育プラン～（第3次）」が策定され取組が進められている。この取組を通じて、県民全体が食や食料に対する知識や判断力を身に着けるために、第3次計画の方針や考え方を県内の学校はもちろんのこと、県内企業に対しても幅広く周知する施策を講じられたい。</p> <p>また、インターネットやSNSを通じて、伝統食や伝統野菜等の復活やレシピ等の紹介を進めるとともに、地域の農畜産物を利用した学校給食の拡充を各方面に働きかけ、地産地消を推進する取組を進められたい。</p>	<p>・栄養士の会員や調理師会等により、自治会、職場、学校など一般県民向けに、郷土料理や県産食材を利用した料理講習会の実施を支援したり、食のみやこ鳥取県の活動推進として、日南町食育推進協議会で日南町の郷土料理啓発雑誌を作成し、イベント・学校などで食文化をPRする取組を支援するなど、郷土料理の普及につながる取組を支援している。また、県産牛肉や県産魚については、関係機関が一体となって、SNSを活用した調理方法の発信など消費拡大や地産地消を推進している。</p> <p>計画に定めている食や食料に対する知識の普及については、希望のあった地域や企業に対して出前講座等を行うとともに、食生活改善推進連絡協議会などの食育推進関係団体や県内市町村とも連携し、研修会や各種イベントの場等で周知を図っている。</p> <p>・地域の農畜産物を利用した「とっとり県民の日」や「学校給食週間」における取組状況やレシピについて、県ホームページにおいて紹介している。</p> <p>・栄養教諭等を対象に「地場産物を活用した調理講習会」を開催し、学校給食における地域の農畜産物の使用拡充を図っている。</p> <p>・「県産品利用（地産地消）推進会議」において「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」について共通理解し、地産地消率の向上や連携の充実を図るため、学校給食関係者、農林水産関係機関、関係課で情報交換を行っている。</p> <p>・学校における食育を通して、食べ物の大切さや生産者への感謝の心を育んでいる。</p>	<p>・引き続き、調理師会や栄養士会等各団体との連携を図るとともに、今年度は、県内有識者を委員とした鳥取県地域検討委員会を選定した郷土料理を、農林水産省HP「うちの郷土料理」に掲載し、郷土料理の普及に取り組んでいく。</p> <p>・また、県内小中学校に働きかけ、県内小中学校の給食において一週間限定での星空舞の米飯メニューを提供(令和2年7/6(月)～7/10(金))したほか、鳥取和牛及び鳥取地どりピヨを県内小中学校の給食メニューで提供し、食育活動を推進するなど、地産地消の推進に取り組んでいく。</p> <p>今後も、出前講座、研修会、イベント等の場を活用して、引き続き周知を図っていく。</p> <p>・学校給食における地産地消推進のための会議や講習会等を継続的に開催し、体制の整備や連携の充実を図る。</p> <p>・引き続き学校における食育を推進していく。</p>	<p>農林水産部（食のみやこ推進課）</p> <p>福祉保健部（健康政策課）</p> <p>教育委員会（体育保健課）</p>
<p>3 3</p>	<p>悪質クレーム（迷惑行為）対策の強化について</p> <p>様々なサービスを提供する上で消費者からの苦情については真摯に受け止め対応する必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えた悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な社会問題となっている。「サービス等を提供する側と受ける側が共に尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を推進することを願ひし、倫理的な消費行動をうながすための啓発活動や消費者教育プログラムを強化されたい。</p>	<p>・消費者には商品やサービスの購入において不都合があったときは交換や取り消しを求める権利が認められているため、消費者と事業者相互の立場を尊重できるような自立した消費者の育成が重要である。</p> <p>・消費者による悪質なクレームの是正には消費者教育が必要であるが、意図的で悪質なクレームについては消費者教育だけでは対応できないため、事業者による対応マニュアル等に基づき組織として対応する体制を整備することが必要であると考えます。</p> <p>・悪質なクレームは決して許されるものではなく、消費者は、冷静に自らの要求を伝える必要がある。</p> <p>・本県では「鳥取県消費者教育推進計画」により、幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育を実施し新聞、SNS等による普及啓発を展開している。</p> <p>[事例] 消費者教育公開講座における県民への啓発</p> <p>・高等教育機関と連携した「くらしの経済・法律講座」における学生、県民への啓発</p> <p>・教育委員会と連携した高校における消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施 など</p> <p><R元年度の実施状況></p> <p>・高校生に対して、「社会への扉」を活用し、ネットでの誹謗中傷などをしないよう授業で指導。</p> <p>また、大学生及び一般県民を対象にした、「くらしの経済・法律講座」でも「社会への扉」を活用し、ネットでの誹謗中傷について注意喚起を行った。</p> <p>・高齢者施設で実施した出前講座において、悪質クレームに関する注意喚起を行った。</p> <p><R2年度の実施状況></p> <p>・高校生に対して、「社会への扉」を活用し、ネットでの誹謗中傷などをしないよう授業で指導。</p> <p>・大学生に対して、「くらしの経済・法律講座」で、消費者の行き過ぎたクレームの実態について説明。</p>	<p>本県では、令和2年3月に改訂された国の消費者基本計画（第4期）に基づき、消費者教育公開講座など各種講座において、悪質クレームの具体例を盛り込むなど、消費者が自ら進んで消費生活に関する知識を習得し、適切な行動がとれるよう、国の施策・動向を踏まえながら消費者教育と普及啓発の充実を図っていく。</p>	<p>生活環境部（消費生活センター）</p>

<p>3 4</p>	<p>災害発生時、避難の迅速化について</p> <p>近年、自然災害が多発している。一昨年の広島県の災害をみても避難指示が出ても実際に避難した住民は全体の数%である。</p> <p>鳥取県においても、平時から地域における「顔の見える関係」を構築し、災害時の助け合いに繋げるとともに、災害が発生することが予想される場合、県民が、速やかに命を守るための最善の行動をとる防災対策を講じられたい。</p>	<p>・多発し激甚化している近年の自然災害から身を守るためには、住民一人ひとりが近隣のハザードを理解し、気象情報や避難情報などに注意しながら、それぞれに合った避難行動をとることが必要であり、県としても、継続して、県HPや出前講座等の機会を捉えて、住民への理解浸透を図っているところ。</p>	<p>・令和元年東日本台風等を教訓とした、住民自らが避難を判断する基準を決める「避難スイッチモデル事業」等の実施を通じて、適切な避難行動についてのより一層の理解浸透を図る。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症のまん延状況を受け、web 会議システム等を利用するなど感染症対策にも配慮する。</p>	<p>危機管理局 (危機管理政策課)</p>
------------	---	---	---	----------------------------